

平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 わ せ 先	取締役社長室長 島田 恭介
電 話 番 号	03(5447)1710

## グッドウィル・グループ株式会社の臨時株主総会に対する 再質問書送付のお知らせ

当社は平成 20 年 5 月 23 日開催のグッドウィル・グループ株式会社臨時株主総会に対し、以下のとおり再質問書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

### グッドウィル・グループ株式会社 臨時株主総会に対する再質問書

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 20 年 5 月 21 日付けで貴社より「ご質問事項に対する回答書」を受領いたしました。当社が提出した質問事項は、平成 20 年 5 月 23 日開催予定の本臨時株主総会において提案される第 1 号議案及び第 2 号議案の賛否を判断するため、株主として、より具体的に理解しておくことが重要であると認識しております。

重要議案に関し、慎重に検討を行いたく、具体的な回答をお願いいたしましたが、いただいた回答は、定性的な説明が多く、回答の根拠についても具体性に欠ける内容であるため、当社として適正な判断を行うことが困難であります。今回の財務リストラクチャリングにおける財務安定性向上がもたらす企業価値向上の金額と、既存株主の大幅な希薄化による不利益との比較について、より具体的、合理的かつ定量的な説明をしていただきたいと思います。なお、下記の質問に対する回答が不可能な場合は、その理由をご説明いただけますようお願いいたします。

敬具

記

#### 1 Promontoria からの債務免除の可能性に対する回答について

- (1) 当社は「貴社は、Promontoria とこのような債務の減免に関する交渉をこれまでに行っていますでしょうか。行っている場合は、その交渉の経緯及び結果をご説明いただきたく存じます。」と質問をいたしました。これに対して、貴社は、「当社は、債務免除の交渉も含め、Promontoria Investments I B.V. (以下、「Promontoria」といいます。) と度重なる交渉の結果、一連の財務リストラクチャリングパッケージの合意に至っております。」との回答をなされました。しかしながら、この回答は、交渉した事実のみ回答されただけであり、「交渉の経緯」については説明されてお

ません。本財務リストラクチャリングは、後に説明いたしますが、債務免除を伴わない単なる債務の繰り延べに過ぎず、既存株主が大幅な希薄化という不利益を甘受してまでのメリットがあるとは思えません。従って、今回の財務リストラクチャリングにおける財務安定性向上をもたらす企業価値向上の金額と、既存株主の大幅な希薄化による不利益との比較について、より具体的、合理的かつ定量的な説明をしていただきたいと思います。

- (2) 貴社は、「当社の前代表者である折口氏及び同氏の資産管理会社である有限会社折口総研が、何らかの債務免除を受けているか否かについてのご質問については、当社の株主に関するものであり、当社は知る立場にございませんので、この点ご了承下さい。」と回答されております。一方で、「当社グループにおけるたび重なる不祥事については、その当時の代表者である折口雅博氏を始めとする旧経営陣の経営責任は重大なもの」とであると認識されております。従って、今後、さらに経営責任を追究する上で、折口雅博氏及び同氏の資産管理会社である有限会社折口総研が、何らかの債務免除を受けているか否か、調査されるご予定があるのかどうか、また、ない場合はその理由についてご説明いただきたく存じます。

## 2 役員の実任負担による債務圧縮の可能性に対する回答について

- (1) 貴社は、「当社グループにおけるたび重なる不祥事については、その当時の代表者である折口雅博氏を始めとする旧経営陣の経営責任は重大なものであり、折口雅博氏は、その責任をとって、当社グループの全企業の役員から退任いたしました。また、今回の退任時において、折口雅博氏に対して役員退職慰労金の支払いも一切行っておりません。」と回答されております。しかし、重大な経営責任を負うべき折口雅博氏を、引き続き、GW Premier America, Inc. のアドバイザーとして起用されていることは、責任追及をしたとはいえないのではないかと考えております。現状折口雅博氏に支払っているアドバイザー料及び、今後の処遇についてのご説明いただきたく存じます。
- (2) 貴社は、「折口氏の当社株式を含む個人資産は、全て担保に供されていると伺っており、折口氏から私財の提供を受けることにより当社負債を減少させることは、そもそも困難であると考えられます。」と回答されております。この回答の裏づけとして、貴社が独自に折口雅博氏の資産状況について把握したことがございますでしょうか。当社が質問したように、関係当事者から折口雅博氏が 220 億円もの債務免除をされているとの情報を得ております。この点について、折口雅博氏の最新の資産状況を把握してございますでしょうか。また、貴社と Promontoria との交渉において、折口雅博氏は関与されておりますでしょうか。関与されている場合は、具体的にどのように関与されたかをご説明いただきたく存じます。

## 3 自己資金の活用による債務圧縮の可能性に対する回答について

329 億円の債務弁済は、どの金融機関に対して弁済されたものなのかについて、ご説明いただきたく存じます。また、なぜ、そのような大規模な債務圧縮を行った上に D E S が必要であるのかをご説明いただきたく存じます。

## 4 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

- (1) 貴社は、「本件財務リストラクチャリングの実施に先立って、第三者機関であるアイ・アール・ビー株式会社より当社株主資本価値に関する評価報告書を取得しており、総合評価として下限値 4,139 円、上限値 13,020 円、中央値/平均値として 8,253 円との評価を受けており、本評価の妥当性については、早稲田大学大学院商学研究科の花堂靖仁教授及び西山茂教授より意見書を頂いております。」とされております。



これら評価報告書及び意見書についてご開示をお願いいたします。

- (2) 貴社は、「平成 20 年 3 月 11 日の前日から 2 ヶ月間遡った期間の平均値を参考とし、これに対して 8.3%のディスカウント率を掛けた今回の普通株式の発行価額 9,000 円について、妥当であるとの判断を致しました。さらに、当社は発行価額 9,000 円での普通株式発行が有利発行に該当しない旨の法律意見書も受領しており」と回答されました。この法律意見書についてご開示いただけますでしょうか。
- (3) 貴社は、「そこで、当社子会社である株式会社グッドウィルに対し東京労働局から業務停止命令及び業務改善命令が出された平成 20 年 1 月 11 日以後の期間の平均値を基準として、当社は、平成 20 年 3 月 11 日、1 株あたり 9,000 円で当社普通株式の発行決議を行いました。」と回答されております。また、一方で、「平成 19 年 12 月 25 日から平成 20 年 3 月 10 日までの間、当社普通株式の株価は多くの売買高を伴いつつ激しく乱高下しており、当社の株主価値を正常に反映したものではないと判断されたため、一時点の株価を発行価額として採用するのではなく、一定期間の当社普通株式の終値の平均値を基準として採用することが適切であるとの結論に至りました。」と回答されております。この考え方にたてば、東京労働局から業務停止命令及び業務改善命令が出された混乱期を起点にするのではなく、より長期的な期間を取るべきだと考えます。当該株式発行にかかる取締役会決議から 1 ヶ月ないし 6 ヶ月について、1 ヶ月ごとに期間をとった場合の貴社株価の終値平均をみても、下表のとおり 2 ヶ月の終値平均だけが格段に低くなっております。一定期間の当社普通株式の終値の平均値を基準として採用することが適切であるという考えからは、より長期的な期間をとるべきであり、東京労働局から業務停止命令及び業務改善命令が出された混乱期が大半となる 2 ヶ月という短期的な期間ではなく、3 ヶ月以上の期間の終値の平均値を採用すべきであると思われれます。これに対して、貴社がなぜ東京労働局から業務停止命令及び業務改善命令が出された日を起点とするのか、その根拠を教えてください。また、3 月 11 日から本日 5 月 21 日までの株価の終値の平均は、13,837 円ではありますが、それを織り込まない理由をご説明いただきたいと存じます。

※ 各期間における平均価格

期間	始期	終値平均	売買数平均高 (株数)	9,000 円/ 終値平均
1 日	3 月 10 日	23,400		0.3846
1 か月	2 月 12 日	12,566	161,550	0.7162
<b>2 か月</b>	<b>1 月 11 日</b>	<b>9,813</b>	<b>160,396</b>	<b>0.9171</b>
3 か月	12 月 11 日	12,825	140,759	0.7017
4 か月	11 月 12 日	16,168	118,352	0.5566
5 か月	10 月 11 日	17,759	119,092	0.5067
6 か月	9 月 11 日	17,650	125,619	0.5099



(4) 貴社は、「平成 20 年 5 月 23 日に予定される当社臨時株主総会において A 種優先株式の発行決議が承認されなければ、本件財務リストラクチャリングのパッケージ合意の一環として毎月 5 億円であった約定返済額が毎月 15 億円に上昇し、事業面で回復途上である当社のキャッシュフローに大きなマイナスの影響をもたらします。」と回答されております。ただし、これは元本返済の先送りでしかなく、15 億円に上昇することで貴社の事業の継続が困難にならない限り、企業価値に大きなマイナスの影響を与えるものではありません。月次 10 億円の増加が賄えず貴社が期限の利益を喪失する可能性がどの程度あるのか、過去 6 ヶ月の月次の資金繰り表及び今後 6 ヶ月の予算による資金繰り表等を用いて具体的かつ定量的に説明をいただければと存じます。また、前述のように貴社においては平成 20 年 3 月末時点で 271 億円もの現預金があり、これを返済に当てることで、毎月 10 億円の返済額上昇に対しては十分に対応可能であると考えられます。これを活用することによる返済金増加への対応が困難な理由があれば具体的かつ詳細にご説明いただきたく存じます。

5. 第三者割当による A 種優先株式の募集決議の公正性等に対する回答について

当社は、貴社に対して、「平成 20 年 5 月 1 日に Promontoria より提出された大量保有報告書には、Promontoria と折口雅博氏及び折口総研との間で議決権の共同行使の合意があることの記載があります。また、当社は、Promontoria の取得・保有する貴社株式について、将来折口雅博氏及び折口総研が第一買取交渉権を持つとの情報を関係当事者から得ておりますが、事実でしょうか。」との質問を行いました。これに対しては、貴社は、「当社としては知る立場にはないため、上記以上の情報は有しておりません。」と回答されております。しかし、Promontoria と折口総研等との当社株主間の合意内容については、将来のガバナンスに大きな影響を与え、企業価値に重大な影響を与えるものであることから、その解明に全力をつくすことは貴社経営陣の責務であると認識しております。上記の回答は、当該責務に対して、真摯な対応を行ったとは言いがたいと考えております。折口雅博氏は、貴社のアドバイザーであり、また、Promontoria とは財務リストラクチャリングの議論を通じて、密接な関係があり、当社の質問事項について確認することは容易であると思われま。貴社は、事実関係の有無を、折口雅博氏または Promontoria に対して確認されましたでしょうか。ご説明いただきたく存じます。

以 上